

金融円滑化への取組について

平成22年11月15日

信用組合 広島商銀

- ◇「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を踏まえた対応措置について(第7条第1項第2号に基づく説明資料)
- ◇貸付条件の変更等の実施状況について

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」
を踏まえた対応措置について(第7条第1項第2号に基づく説明資料)

1. 対応措置の実施に関する概要

当組合では「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「金融円滑化法」と言います)を踏まえ、「金融円滑化管理方針」・「金融円滑化管理規程」を制定し、平成22年2月1日に別紙、「ご返済がお困りになっているお客様へ」・「貸付条件の変更等の申込みに対する方針」を店頭掲示・ホームページで公表しております。

当組合は、相互扶助の精神の下、地域社会との強い信頼関係で結ばれたたよりのある商銀として、お客様の悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていくため、「金融円滑化管理方針」を遵守し、全役職員が一体となって取り組んでまいります。

2. 対応措置を適切に推進・管理するための体制整備の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に推進・管理するために、以下のとおり必要な体制整備を図っております。

(1) 推進体制

- ①金融円滑化の推進機関として、平成21年12月21日付けで「金融円滑化推進チーム」(以下「推進チーム」と言います)を設置しました(常務理事を担当役員兼金融円滑化管理担当理事とし、チーフ兼金融円滑化管理責任者に審査部担当部長をあて、メンバーは関係部署の役付職員で構成しております。)
- ②平成21年12月29日付けで全営業店および推進チームに「金融円滑化ご相談窓口」を設置し、融資担当役席・推進チーム事務局を窓口に、貸付条件の変更等の相談および経営改善支援等を行う体制としました。
- ③お客様からの貸付条件の変更等のお申込に対して営業店が適切に対応できるようにするために、平成22年4月8日付けで「金融円滑化管理対応マニュアル」を策定しました。

(2) 管理体制

- ① 当組合における金融円滑化管理体制について定めた「金融円滑化管理規程」を平成22年1月29日付けで策定し、当組合職員全員に周知いたしました。
- ② 当組合における金融円滑化管理は、理事会で決定された「金融円滑化管理方針」に基づき、常勤役員会・金融円滑化管理担当理事と金融円滑化推進チームが実行する体制とします。

1) 理事会

☆ 理事会は、金融円滑化法第6条で定める「金融円滑化管理方針」を定めます。

☆ 理事会は、金融円滑化管理に関する重要事項を審議し、金融円滑化管理態勢を構築・推進します。

2) 常勤役員会

☆ 常勤役員会は、理事会で決定された「金融円滑化管理方針」に基づき、

ア) 金融円滑化管理態勢の構築・整備に係る重要な規程の制定及び改廃

イ) 金融円滑化管理担当理事の選任及び解任

ウ) 金融円滑化管理責任者の選任及び解任

エ) 金融円滑化に関する申込み・相談・苦情窓口の設置及び運営の基本的事項の決定及び重要な見直し

オ) 金融円滑化管理に係る重要事項と認めた事項を議決します。

☆ 常勤役員会は、金融円滑化管理担当理事から金融円滑化管理にかかる報告を受け、協議し、金融円滑化管理体制の改善を図るとともに、理事会に対し必要な報告を行います。

3) 金融円滑化管理担当理事

☆ 金融円滑化担当理事は、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理体制の整備・充実・強化にあたります。

4) 金融円滑化推進チーム

☆ 金融円滑化推進チームは、金融円滑化管理に係る情報を集約し、当該管理に係る対応の進捗状況及び処理指示を一元的に統括・管理します。

☆ 金融円滑化推進チームは、金融円滑化法を踏まえ、同法に基づくお客様への適切な対応が行えるよう具体的施策を実施します。

☆ 金融円滑化推進チームは、営業店等における適切な金融円滑化の実施を確保するため、営業店等に対して具体的な指導・監督等を行い、営業店と連携しながら金融円滑化が適切に行われるよう管理します。

☆ 金融円滑化推進チームは、金融円滑化法に基づく開示や当局への報告が適切に行われていることを確認します。

☆ 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理態勢の実施状況等について、定期的又は必要に応じて随時、常勤役員会に報告します。

3. 対応措置に係るご意見・苦情相談に適切に対応するための体制整備の概要

(1) 受付体制

当組合は、お客様からの条件変更等のご相談・お申込みに対するご意見・苦情相談に対して、別紙「ご返済がお困りになっているお客様へ」記載の窓口等で真摯に対応いた

します。

(2) 記録・報告

受けたご意見・苦情相談については当組合「苦情処理体制」に基づき、所定の「相談・苦情シート」を作成し、取り纏めのうえ定期的に本部所管部(事務部)に報告します。

(3) 協議・実施

事務部は、お客様のご意見・苦情相談に対して速やかに対応策を金融円滑化推進チームに求め、金融円滑化推進チームは対応策を協議し、営業店に対し具体的な対応策を指示するとともに、必要に応じて常勤役員会に報告します。

事務部は、お客様のご意見・苦情相談内容をコンプライアンス委員会に報告し、金融円滑化管理責任者は、対応状況をコンプライアンス委員会に報告します。

4. お客様の事業改善または再生支援を適切に行うための体制整備の概要

(1) 支援体制

①融資管理部・審査部を所管部としてお客様の事業改善または再生支援のお手伝いを適切に実施するため、各営業店の指導を行っております。

(2) 経営改善支援への取組方針

①経営改善計画を策定した場合には、当該計画の進捗状況を適切に管理し、必要に応じ当該お客様に対してきめ細かな経営相談、経営指導等を行うことにより積極的に事業再生に取り組んで参ります。

②経営相談・経営指導等を行う場合は、日常の企業訪問等を通じて経営実態の十分な把握に努めるとともに、ライフサイクル(創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継)に応じた支援に取り組めます。

